

航空保安業務処理規程第5管制業務処理規程の一部改正について

平成28年11月

交通管制部管制課

1. 背景

航空保安業務処理規程(昭和42年空総第130号)第5管制業務処理規程(以下「管制業務処理規程」という。)は、航空交通管理管制官又は航空管制官(以下「管制官等」という。)が航空法(昭和27年法律第231号)第96条等に規定されている管制業務及びこれに関連する業務を実施するにあたって準拠すべき基準その他の事項を定めることを目的とするものであり、日本が加盟している民間航空機関(ICAO:International Civil Aviation Organization)の定める付属書(ANNEX)及び航空業務方式(PANS)等の国際基準に準拠して定めている。

今般、転移経路(トランジション)、標準計器出発方式(SID)及び標準計器到着方式(STAR)のAIPで示されている高度制限及び速度を遵守することを明確に指示する管制用語がPANS-ATM(航空交通管理に係る航空業務方式)の改正に合わせ、平成28年11月より導入される予定となっている。

従来、トランジション、SID及びSTARのAIPで示されている高度制限及び速度について、「明確な取消がない限り有効」という解釈と「改めて遵守する旨の指示がない限り無効」という解釈があったため管制業務に混乱が生じていたが、これら方式の高度制限及び速度を遵守することを明確に指示する管制用語により管制官とパイロットとの共通理解が得られ、航空機がトランジション、SID及びSTARのAIPで示されている高度制限及び速度から逸脱することを防止し、引いては航空交通における安全性を向上させるため、今般のPANS-ATMの改正内容を我が国の管制業務処理規程に反映させることとする。

2. 概要

トランジション、SID及びSTARのAIPで示されている高度制限及び速度を遵守することを指示する管制用語(Climb via SID to /Descend via STAR to)を導入することとする。

また、航空機に対して実施していた速度調整を終了する場合に適用される、トランジション、SID及びSTARのAIPで示されている速度を遵守させるための管制用語(Resume published speed)を導入することとする。

3. 今後のスケジュール

施行:平成28年11月10日